

令和4年度 県ト協貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成要綱

令和4年4月1日
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」）が指定する専門の研修施設による研修を通して、事業用貨物自動車の運転者等に対して、安全運転に必要な知識・技術等の向上を図り、事業所における指導的立場の乗務員を育成し、もって事業者全体の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(受講対象者)

第3条 会員に所属する運転者等で、普通運転免許（以上）を所有していること。
なお、研修のコースによっては、受講に必要な免許を所有していること。

(研修施設・研修コース)

第4条 研修施設は、ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）・西鉄自動車学校・筑後自動車学校とし、研修コースは県ト協が指定するものとする。

(研修の時期)

第5条 県ト協が指定する研修期間とする。

(助成額)

第6条 助成金の額は、次の通りとする。

- (1) 1日コースについては、1名当たり 33,000 円。
- (2) 2日コースについては、1名当たり 49,500 円。

(会員周知)

第7条 県ト協は、研修日程・研修内容・申し込み方法等について会員への周知を行う。

(研修の申込手続き)

第8条 会員は研修費用の助成を受けようとする場合、次の手順により研修申込を行う。

- (1) 別添の研修申込書をFAXで研修施設へ提出する。
但し、研修施設の定員を超える場合等により、受講ができない場合がある。
- (2) 「申込書」の提出期限は、別添研修一覧表の申し込み締切りのとおりとする。

(申込書の受付)

第9条 研修施設は、会員から提出された「申込書」をコースごとに先着順で受け付け、記載内容を確認のうえ、県ト協に受付結果を連絡する。

- 2 研修コースの受講の可否については、研修施設から受講日の3日前までに直接会員へ連絡する。

(研修費の支払)

第10条 県ト協は当要綱に基づく研修費用の全額について助成する。

研修費用とは、日当交通費を除く受講費とする。なお、1日コースについては食事代(昼食・夕食)、2日コースについては、食事代(夕食・朝食)、宿泊費を含む。

- 2 助成金額については、1日コースは、1名当たり33,000円とし、2日コースは、1名当たり49,500円とし、1会員当たり2名まで(1日コースと2日コースを含める)を原則とする。但し、募集人員に満たない場合は、この限りではない。

(申込の変更又は中止)

第11条 会員は「申込書」提出後、申込事項の変更又は研修を中止する場合は、研修受講日の2日前までに研修施設に連絡するものとする。

(申込の変更又は中止の場合の費用負担)

第12条 研修の受講が決定した会員は、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 研修受講日の2日前を経過して申込事項の変更又は中止をしたとき。
- (2) 特別な事由無く、申込をした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 研修において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(その他)

第13条 本要綱に定めのない事項に関しては、そのつど交通対策委員会の承認を得て処理する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。